

整備協議に関する Q & A

【特別養護老人ホーム】

Q 1 借地による整備は特例とあるが、定員 30 人以上の大規模な特養でも可能なのか。

A 1 可能だが、国通知により賃借料は「無料または極力低額」とする等、要件を満たす必要があることに留意すること。

Q 2 サテライト型特養を整備する場合、本体施設の運営実績に一定の要件（3 年以上運営している等）があるのか。

A 2 サテライト型特養の整備にあたり、本体施設の運営期間等に関する要件はない。

Q 4 市内の平均稼働率はどれくらいなのか？

A 4 平成 24 年 5 月 1 日時点で平均稼働率（在籍ベース）98.8%であった。

【認知症対応型共同生活介護】

Q 1 評価表のうち重視される項目はどれか？

A 1 選定にあたってはどの項目も重要となってくるが、市内均一に整備をすすめるという観点から区ごとの整備率は重視する項目となる。また、募集要項に記載があるとおり、地域密着型特別養護老人ホームとの併設計画を最優先するとともに、小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所並びに定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所との併設計画を優遇する。

Q 2 例えば、認知症対応型共同生活介護を定員 30 名以上の特別養護老人ホームや特定施設と合築することにより採択が優先されるのか？

A 2 定員 30 名以上の特別養護老人ホームや特定施設を併設することによる優先性はない。したがって、定員 30 名以上の特別養護老人ホームや特定施設は採択されるが、認知症対応型共同生活介護は採択されないということはある。その場合、計画全体を辞退するか、採択された事業計画のみで整備を行うこととなる。

Q 3 中学校区あたりの整備状況について、公開している資料はあるか？

A 3 公開資料はないので、当課まで個別にお問い合わせいただきたい。

Q 4 市内の平均稼働率はどれくらいなのか？

A 4 平成 23 年 3 月末時点で平均稼働率（在籍ベース）は 98.1%であった。

【特定施設入居者生活介護】

Q 1 評価表にある月額利用料は金額についてのみの評価となっているが、中身についての評価はないのか？

A 1 月額利用料とは、「家賃」、「食費」、「光熱水費」、「管理費」である。「管理費」については入居者全員が一律に徴収する費用、「光熱水費」が実費の場合は想定される金額を月額利用料として算出してもらうことになる。また、いわゆるコストパフォーマンスについては考慮していない。特定施設の入居状況を調査したところ、低料金の特定施設に入居待機者が集中している傾向が見受けられた。待機している方に入居していただけるようにするためには、低料金であることを最優先としたところであり、名古屋市として低料金の特定施設の設備を判断した。

Q 2 本市の平均稼働率はどれくらいなのか？

A 2 平成 23 年 8 月 1 日時点で平均稼働率は 88.4%であった。

Q 3 例えば、特定施設を特別養護老人ホームと合築することによる特定施設採択が優先されるのか？

A 3 特定施設については、他の施設と合築することによる優先性はない。したがって、特別養護老人ホームは採択されるが、特定施設は採択されないということはある。

Q 4 採択した結果、1つの区に集中することがあるのか？

A 4 そういったこともあり得る。

Q 5 昨年度までは愛知県へ資料を提出していたが、資料の内容は愛知県と同じなのか？

A 5 名古屋市独自のものである。様式については、NAG O Y Aかいごネットをご確認いただきたい。

Q 6 住宅型有料老人ホームからの転換や既存の特定施設による定員増についても応募することは可能か？

A 6 可能である。

Q 7 入居にかかる事務経費は、一時金に含まれるか？

A 7 有料老人ホーム設置運営指導指針上、一時金として想定しているのは、家賃相当額の前払い金であるが、今回の特定施設事業者募集において一時金として想定しているのは、家賃相当額の前払い金に限らず、利用者が入居時に一律で負担しなければならない費用である。
したがって、入居申込金についても、一時金に含めて判断する。

Q 8 特定施設募集の選考結果にかかわらず、有料老人ホームを整備する場合、土地に関する契約や設計・建築関係手続きを進めてよいのか？

A 8 特定施設募集要項上、契約等は「採択」の結果を受けてから行うよう案内しているが、問のような場合については、契約等の手続きを進めて差し支えない。ただし、有料老人ホームの整備にあたっては、介護指導課指導係と事前に協議を行うこと。

Q 9 住宅型有料老人ホームからの転換の場合等、採択後の準備が早期に完了する場合、平成 24 年度中に特定施設入居者生活介護の指定を受けることは可能か？

A 9 可能である。

【共通】

Q 1 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護すべてに整備費補助があるのか？

A 1 特別養護老人ホームのみ整備費補助を予定している（平成 25 年度本市予算により決定）。認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護については、整備費補助はない。

Q 2 整備用の土地を購入したので、整備を認めて欲しい。

A 2 募集要項に記載があるとおり、計画を採択する保障はできかねるので、土地の購入、賃貸借、贈与等の正式契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結されたい。
なお、土地を既に購入したことで優先的に採択されるということは一切ない。